

オープンカウンター方式についての注意事項 （印刷物製造請負における最低制限価格制度試行要領適用）

- 1 オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書提出により、受注者を決定する方式です。
見積合わせへの参加を希望する場合は、物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により指定の期日まで見積書を提出してください。
- 2 最低制限価格制度とは、最低制限価格を設け、最低制限価格に満たない価格による見積りをした者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって見積もった者のうち、最低の価格をもって見積もった者を落札者とするものです。
- 3 見積合わせへ参加する際は、「オープンカウンター方式実施要領」、「競争入札参加心得」及び「印刷物製造請負における最低制限価格制度試行要領」を遵守してください。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号の規定のいずれかに該当するときは、見積合わせに参加することはできません。見積合わせに参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為も、見積合わせに参加しようとする者の行為とみなします。
また、契約の履行期間中に同要綱別表各号の規定のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができるものとします。
- 5 入札参加者に必要な資格等
 - (1) 宮城県物品・役務競争入札参加業者登録簿に、業種登録「B：印刷物類」及び「女性活躍推進事業者」として登録されていること。
 - (2) 宮城県内に本店を有していること。【最低制限・県内本店（ポジティブ）限定】
 - (3) 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。
したがって、この条件を満たさない見積りは、無効とします。
- 6 契約金額は、システムに入力された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額をシステムに入力して下さい。
- 7 特に定めのない限り、見積りする物品は宮城県グリーン購入の推進に関する基本方針（平成18年12月21日策定）及び令和5年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画に適合した物品でなければなりません。
- 8 印刷物の見本は、出納局契約課内で閲覧することができます。
- 9 仕様等について不明な点がある場合は、システムにより質問書を提出し確認をしてください。
- 10 当日の開札状況により開札予定時間がずれることがあるため、開札への立ち会いは原則認めません。

■請書の作成などについて

- 1 請書の作成
「請書（印刷物製造）」を1部作成して提出ください。
- 2 請書の様式 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kst.html>
物品等電子調達システムの案内ページからダウンロードしてください。
なお、仕様書が添付されていた場合は、請書の次に綴り込んで提出してください。割印も必要です。
- 3 提出期限
7日以内（土日等を除く）に提出してください。